

## 令和7年度から適用される個人住民税の主な税制改正について

令和7年度から適用される個人住民税の主な改正事項は以下のとおりです。

1. 住宅ローン控除の拡充
  - ① 子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ
  - ② 新築住宅の床面積要件の緩和
2. 国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付しなければならない書類の見直し

### 1-①.<住宅ローン控除の拡充> 子育て世帯・若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯・若者夫婦世帯（次の1から3までのいずれかに該当する者）が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額を下表のとおり上乗せすることとされました。

#### 【子育て世帯・若者夫婦世帯】

1. 年齢が40歳未満であって、配偶者を有する者
2. 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満である配偶者を有する者
3. 年齢が19歳未満の扶養親族を有する者

改正前（令和6年・7年入居）

| 新築・買取再販住宅 | 認定住宅<br>(認定長期優良・認定低炭素) | ZEH水準省エネ住宅 | 省エネ基準適合住宅 |
|-----------|------------------------|------------|-----------|
| 借入限度額     | 4,500万円                | 3,500万円    | 3,000万円   |



改正後（令和6年入居）

| 新築・買取再販住宅 |             | 認定住宅<br>(認定長期優良・認定低炭素) | ZEH水準省エネ住宅 | 省エネ基準適合住宅 |
|-----------|-------------|------------------------|------------|-----------|
| 借入限度額     | 子育て・若者夫婦者世帯 | 5,000万円                | 4,500万円    | 4,000万円   |
|           | それ以外        | 4,500万円                | 3,500万円    | 3,000万円   |

### 1-②.<住宅ローン控除の拡充> 新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和6年12月31日（改正前：令和5年12月31日）までに延長されます。

※令和6年以降は、省エネ基準に適合しない住宅には住宅ローン控除は受けられません。  
(1-①、1-②)

## 2. 国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示しなければならない書類の見直し

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類又は38万円送金書類を源泉徴収義務者に提出又は提示しなければならないこととされています。

税制改正により、令和7年度の申告以降は、「送金関係書類」として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払をしたことを明らかにするものが追加されました。

## 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税について（令和7年度のみ適用）

以下の全てに該当する方を対象に、個人住民税の所得割額から、1万円を控除します。

- ・ 令和6年分の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の方
- ・ 個人住民税所得割が課税されている方
- ・ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の方）を有する方（※国外居住者は除きます）